

＜県からのお知らせ＞

令和元年6月14日 愛媛県県民環境部消防防災安全課

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規定等の制定ほか経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から下記について通知がありましたのでお知らせします。

通知内容は、下記のとおりです。

詳細については、経済産業省のホームページをご参照ください。

記

1. 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部改正等について
2. 高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取り扱いについての一部改正について
3. 高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取り扱いについて

3以上

元消第176-1号
令和元年6月26日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長
(公印省略)

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについての一部改正等について

令和元年6月14日付け20190606保局第2号、20190606保局第11号及び20190606保局第13号において、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から通知がありましたので、通知します。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	技師 横溝 秀明
連絡先	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail yokomizo-hideaki@pref.ehime.lg.jp

経 済 産 業 省

20190606保局第13号

令和元年6月14日

愛 媛 県 知 事 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等
の一部を改正する規程等の制定について

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（2017.07.18保局第1号）等の一部を改正する規程等を別紙一覧のとおり制定したので
通知します。



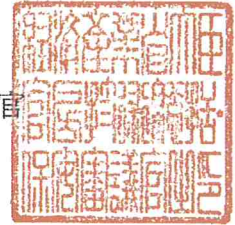
経済産業省

20190606保局第2号

令和元年6月14日

愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについての一部改正について

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて
(20180222保局第4号)の一部を別紙のとおり改正したので通知します。



経済産業省

20190606保局11号

令和元年6月14日

愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて

上記の件について、高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについてを別紙のとおり定めましたので通知します。

